

**別杵速見地域広域市町村圏事務組合  
変更事項に係る添付書類一覧【建設コンサルタント】**

変更事項	添付書類
代表者氏名・本社所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は戸籍謄本等）…(写)可</li> <li>・年間委任状（委任先がある場合に限る）</li> <li>・誓約書</li> </ul> ※市町村合併による変更は添付書類は不要
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書…(写)可</li> </ul>
受任者氏名・受任先所在地・受任者職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間委任状</li> </ul>
電話番号・FAX番号・郵便番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし（変更届に記載のみで可）</li> </ul>

※印鑑は不要となりました。

※会社を変更する場合は、県内であれば、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写し可)だけでよいが、県外の事業所の場合は、建設業許可変更届の写し(建設業法11条による)が必要です。

※市町村合併による本店、委任先の所在地の変更についても届出が必要です。ただし添付書類は不要です。なお、本店を大分県内に置く場合は、大字の字句の削除はあってもそれ以降に変更がなければ不要です。

※変更届等を受理した場合、受理後の変更届等の書類のコピーは一切行わないので、届出書に受領印を必要とする場合は必ず副本を用意すること。郵送で届出をする場合も同様としますがその場合は返信用の封筒(宛名明記・切手貼付)を同封とすること。

※委任状は任意様式で作成してください。（※委任期間は申請日～資格有効期間満了年の5月末日まで）